事後審査型一般競争入札の流れ

1	公　告	三次市ホームページに掲載します。
2	入　札	入札日に電子入札システムで入札してください。
3	開　札	開札日に三次市財政課により電子入札システムで開札し，落札候補者を決定します。 **開札を行うと電子入札システムで応札者全員に事後審査通知書を発行します。事後審査通知書には，「下記の案件について，事後審査を開始します。」と記載されています。** **※事後審査通知書は，落札候補者の決定通知ではありません。**
4	事後審査資料提出依頼	**落札候補者が決定すると，電子入札システムで落札候補者に事後審査資料提出依頼書を発行します。**
5	資格審査書類提出	**電子入札システムで事後審査資料提出依頼書が届いた事業者は，記載されている締切日時までに資格要件確認資料を電子入札システムまたは，持参により提出してください。** **※提出は原則，電子入札システムで提出してください。**
6	資格審査書類受領	電子入札システムで資格要件確認資料が提出されたら，三次市財政課により内容を確認します。 **※事後審査資料受付票は番号７の資格審査後に発行しますので，多少の時間を要します。** **なお，資格要件確認資料を持参された場合，事後審査資料受付票は発行されません。** **※提出書類に不備がある場合は，訂正し再提出を求めることがあります。**
7	資格審査	三次市財政課により資格審査を行います。 ※資格審査には多少の時間を要します。
8	事後審査結果通知書発行	落札候補者に電子入札システムで事後審査結果通知書を発行します。 **※審査結果が適格であれば，「資格有」と記載されています。資格に該当しない場合は，「資格無」と，その理由が記載されています。** **「資格無」となった場合は，次点の落札候補者に資格審査書類提出依頼書を発行します。以降の流れは同じです。**
9	落札決定	**落札者が決定した場合，電子入札システムで応札者全員に落札者決定通知書を発行します。落札者決定通知書には，「案件名，落札者，落札金額」が記載されています。**
10	契約書受領	**落札者は三次市財政課に来庁し，契約書を受領してください。**
11	契約締結	**三次市財政課に契約書，その他必要書類を提出してください。** **※必要書類は，現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届，着手届，誓約書，契約保証，リサイクル届　等です。**